

運轉実施基準

十国峠株式会社

運転実施基準

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）（以下「省令」という。）第3条第1項の規定に基づき、運転実施基準を次のように定める。

目 次

第1章 総 則

第 1 条	目 的	-----	1
第 2 条	適用範囲	-----	1
第 3 条	用語の意義	-----	1
第 4 条	駐車場の境界	-----	1
第 5 条	施設および車両の整備検査	-----	2
第 6 条	職名の表示	-----	2
第 7 条	応急復旧の体制	-----	2

第2章 係 員

第 8 条	運転の安全確保	-----	2
第 9 条	教育および訓練等	-----	3
第10条	係員に対する監督	-----	3
第11条	防護用信号器具の携帯	-----	3

第3章 運 転

第1節 列車運転

第12条	運転方法	-----	4
第13条	車掌の乗務	-----	4
第14条	試運転	-----	4
第15条	列車の停止位置	-----	4
第16条	乗車制限	-----	4
第17条	停車場以外での客扱い	-----	5
第18条	列車の発着時刻	-----	5
第19条	車掌の列車監視	-----	5
第20条	運転士の列車監視	-----	5
第21条	退行運転の禁止	-----	5

第2節 運転整理

第22条	運転整理の指示	-----	6
第23条	運転整理の範囲	-----	6
第24条	巻上機および車両故障の場合の処置	-----	6
第25条	必要事項の報告	-----	6
第26条	運転状況の記録	-----	7

第3節 制動機の取扱

第27条	運転士の制動機の取扱	-----	7
第28条	制動機の点検	-----	8
第29条	足踏栓所定位置の保持	-----	8
第30条	車掌の制動機の取扱	-----	8
第31条	車両の自動制動機の緩解	-----	8

第4節 車両の留置

第32条	巻上機の非常制動機による留置	-----	9
第33条	車両の自動制動機による留置	-----	9

第5節 運転速度

第34条	列車の速度	-----	9
第35条	停車場の進入速度	-----	9

第4章 信号

第1節 総則

第36条	鉄道信号と運転の関係	-----	10
第37条	鉄道信号の種類	-----	10
第38条	現示方式、表示方式の昼夜別	-----	10
第39条	天候による現示方式、表示方式の変更	-----	10

第2節 臨時手信号

第40条	臨時手信号	-----	11
第41条	臨時手信号現示方式	-----	11

第3節 合図

第42条	出発準備合図	-----	11
第43条	出発指示合図	-----	12

運転実施基準目次

第44条	出発指示合図の時機	-----	1 2
第45条	出発指示合図の方式	-----	1 2
第46条	出発合図	-----	1 2
第47条	出発合図の方式	-----	1 2
第48条	発車合図	-----	1 2
第49条	途中停止後再出発の合図	-----	1 2
第50条	警報合図	-----	1 3
第51条	通話合図	-----	1 3
第52条	通話合図の呼出方	-----	1 3

第4節 標 識

第53条	列車標識	-----	1 3
第54条	列車標識の種類と表示方式	-----	1 4

第5章 事故の処置

第55条	事故等発生の場合の処置	-----	1 4
第56条	列車防護	-----	1 4
第57条	事故等発生の場合の処置	-----	1 4
第58条	暴風雨、雪および濃霧時の処置	-----	1 5
第59条	風速20m/s以上となったときの処置	-----	1 5
第60条	停車場間の事故等	-----	1 5
第61条	停止手信号現示の場合の処置	-----	1 5
第62条	運転中停止した場合の処置	-----	1 5
第63条	車両火災の処置	-----	1 5
第64条	運転中の事故	-----	1 6
第65条	巻上機の非常制動機緩解の処置	-----	1 6
第66条	事故等の場合の検査	-----	1 6
第67条	事故の報告	-----	1 6

第6章 雑 則

第68条	障害物	-----	1 6
第69条	消火器の備付	-----	1 7
第70条	地震予知情報等大規模地震に関する情報が発表された場合の取扱	-----	1 7

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この運転実施基準（以下「実施基準」という。）は、省令に基づいて、十国鋼索線の運転について定めたもので、輸送を安全、正確かつ迅速に行うことにより、その使命を達成することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 運転取扱については、この実施基準による。この実施基準の意味に疑いのある場合は、鋼索鉄道長の解釈によらなければならない。もし、そのいとまのないときは、この実施基準の目的をふまえ、最も安全と認められる取扱をしなければならない。

(用語の意義)

第3条 この実施基準に使用する用語の意義は、次のとおりとする。

停車場	旅客を取扱うため列車を停止させる場所をいう。
列車	停車場外の線路を運転する車両をいう。
山頂車	中間行違箇所より上位にある車両をいう。
山ろく車	中間行違箇所より下位にある車両をいう。
運転の途中	停車場の所定の位置から進行を開始して、次の停車場の停止位置に停止するまでの間をいう。
運転担当係	運転士および車掌の総称をいう。
旅客担当係	旅客掛および営業掛の総称をいう。

(停車場の境界)

第4条 停車場の境界は、隣接停車場の方向のプラットホームの終端とする。

(施設および車両の整備検査)

第5条 施設および車両の構造および保全に関する事項については、次の実施基準による。

- (1) 構造実施基準
- (2) 整備実施基準

(職名の表示)

第6条 運転士は、勤務中、職名を表示した胸章をつけなければならない。

(応急復旧の体制)

第7条 鉄道運転事故または災害等が発生した場合の応急復旧の体制は、「事故災害復旧手続」による。

第2章 係 員

(運転の安全確保)

第8条 列車運転にあつては、係員の知識、技能ならびに運転関係の設備を総合活用して、その安全確保に努めなければならない。

2. 列車の運転に従事する者は、酒気を帯びた状態または薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を運転してはならない。
3. 列車の運転に従事する者は、次により酒気帯びの有無を確認しなければ運転盤を操作してはならない。
 - (1) 仕業前後にアルコール検知器によるアルコール検査を実施する。
 - (2) 運転士を監督する者は目視等によりその状況を確認する。
 - (3) 酒気を帯びた状態が確認された場合は、当該運転士に運転盤を操作させないこと。
 - (4) 検査記録の保存期間は1年間とする。

(教育および訓練等)

第9条 係員を監督する職にある者は、列車または車両の運転に直接関係する作業を行う係員に対して、運転取扱に必要な教育、訓練を行い、さらにその適性、知識および技能を保有していることを確かめた後でなければ、その作業を行わせてはならない。

2. 列車または車両の運転に直接関係する作業を行う係員が、知識および技能を十分発揮できない状態にあるときは、その作業を行わせてはならない。

(係員に対する監督)

第10条 係員を監督する者は、係員に対して、次により適切な監督をしなければならない。

(1) 作業開始前に点呼を行い、休養および心身の状態、ならびに携帯品を確認するとともに、運転上必要な事項について指示を与えること。

(2) 作業中その他適宜なときに、運転上必要な事項について報告を求め、または指示を与えること。

(3) 作業終了後、勤務中の状態について報告を求め、次の勤務等について指示を与えること。

(4) 前各号により実施した結果のうち、必要事項は記録しておくこと。

(防護用信号器具の携帯)

第11条 次の係員には、列車防護用信号器具を携帯させなければならない。

(1) 線路の監視、巡視等をする者。

(2) 線路の保守または工事の指揮監督をする者。

2. 停車場には、列車防護用の信号器具を備え付けなければならない。

第3章 運 転

第1節 列車運転

(運転方法)

- 第12条 運転は、原則として運転室にて自動運転方式で行うものとする。ただし、電源停電または運転制御装置の故障等による運転途中停止後の再出発は、半自動運転方式または直接運転方式によることができる。
2. 直接運転方式によるときは、鋼索鉄道長が直接運転方式に必要な係員を指名し、運転しなければならない。

(車掌の乗務)

- 第13条 列車は、車掌が乗務しなければならない。ただし、工事列車または回送列車は、この限りでない。

(試運転)

- 第14条 毎日、営業開始前に試運転を行い、安全に列車を運転し得るものであることを確認しなければならない。

(列車の停止位置)

- 第15条 列車の停止位置は、停車場プラットホーム上に表示した白線の位置を標準に停止させなければならない。

(乗車制限)

- 第16条 列車には、最大乗車人員をこえて旅客（混載される荷物を含む。）を乗車させてはならない。
2. 前項の場合、12才未満の小児または荷物については、次の人員または重量ごとに乗車人員1人として換算し、は数が生じたときは切り上げる。
- (1) 12才未満の小児にあつては、1.5人
- (2) 荷物にあつては、重量60kg

(停車場以外での客扱い)

第17条 列車は、停車場以外の線路の途中で旅客の取扱をするため停止してはならない。

(列車の発車時刻)

第18条 列車は、定められた運転時刻により運転するのを原則とする。

2. 運転時刻を公示してある列車は、その時刻より早く停車場を出発してはならない。

(車掌の列車監視)

第19条 車掌は、出発合図を行い、かつ進行中は最前位乗務員室に乗務し、前方および運転の状態を監視しなければならない。

(運転士の列車監視)

第20条 運転士は、巻上機の運転中、運転盤の車両位置表示器・計器ならびに表示灯を監視するとともに運転状態に注意しなければならない。

2. 列車が停車場に近づいたときは、停止位置を誤らないようにしなければならない。
3. 列車を運転中は、乗務している車掌より、合図等があることを予期していなければならない。
4. 列車が到着または出発するときは、その状況を監視しなければならない。

(退行運転の禁止)

第21条 列車は、最初に運転した方向と反対の方向に運転してはならない。ただし、線路に故障があるときまたは工事列車ならびに試運転列車は、この限りでない。

2. 前項但し書きにより退行運転するときは、運転士は車掌と十分打合せをしなければならない。

第2節 運転整理

(運転整理の指示)

第22条 列車の運転整理を行うとき、運転士は鋼索鉄道長の指示を受けなければならない。ただし、通信不能のためその指示を受けることができないとき、または旅客の状況により不定期列車の運転について指示を受けるいとまのないときは、運転士が専決して行ってもよい。

2. 前項但し書きの取扱をしたときは、その状況を鋼索鉄道長に報告しなければならない。

(運転整理の範囲)

第23条 運転整理の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 列車の運転休止
- (2) 不定期列車の運転
- (3) 試運転列車の運転（列車運行図表に定められたものを除く。）

(巻上機および車両故障の場合の処置)

第24条 巻上機および車両の故障または修理のため列車の運転を休止する必要が生じたとき、運転士は、これを鋼索鉄道長に報告して指示を受けなければならない。

(必要事項の報告)

第25条 次の各号のいずれかに該当するとき、運転担当係または旅客担当係は、速やかにこれを鋼索鉄道長に報告しなければならない。

- (1) 列車が5分以上遅延したとき。
- (2) 列車または索条に故障が生じたとき。
- (3) 列車の運転に支障する線路または巻上機の故障が生じたとき。
- (4) 列車の運転に支障する天候または天災異変が発生したとき。
- (5) 列車が運転の途中で停止したとき。
- (6) その他重要と認める事項。

(運転状況の記録)

第26条 運転担当係は、列車の運転状況を次の様式により記録しなければならない。

記入事項は、次のとおりとする。

列車番号、所定発車時刻、遅延時分、乗車人員、その他必要な事項

なお、5分以上の遅延が発生した場合は、遅延した理由を記載する。

様 式

列車運転報告					
年 月 日 曜日			鋼索鉄道長		
天候	午前	午後	当務者		
列 車 番 号	所定発 車時刻	遅 延 時 分	乗 車 人 員		記 事

第3節 制動機の取扱

(運転士の制動機の取扱)

第27条 運転士は、列車を停止させるときは、運転盤の停止押ボタンスイッチによる緩停止によらなければならない。ただし、巻上機に故障を生じたときまたは急きょ列車を停止させる必要のあるときは、非常停止押ボタンスイッチによる巻上機の非常制動機によらなければならない。

(制動機の点検)

第28条 運転士は、毎日営業を開始する前に、車両および巻上機の制動機を点検し、その結果を列車運転報告の始業点検欄に記録しておかなければならない。

2. 運転士が巻上機の非常制動機の機能試験を行うときは、その前に関係者に通告しなければならない。

(足踏栓所定位置の保持)

第29条 車掌は、乗務位置を変えるときまたは相当時分その位置を離れるときは、その都度、足踏栓を抜き取らなければならない。

2. 車掌は、所定乗務位置についたときは、車両の自動制動機が操作できる状態に足踏栓を保持しておかなければならない。

(車掌の制動機の取扱)

第30条 車掌が列車を停止させる必要のあるときで、時間および距離に余裕のあるときは、出発合図押ボタンスイッチを4秒以上押すことによる緩停止によらなければならない。

2. 車掌が列車を急きょ停止させる必要のあるときは、非常押ボタンスイッチによる巻上機の非常制動を原則とする。ただし、やむを得ないときは足踏栓による車両の自動制動機を使用する。この場合は、直ちに手動制動機を緊締しなければならない。

(車両の自動制動機の緩解)

第31条 車両の自動制動機を緩解するときは、車掌は索条が緊張していることを確認して手動制動機を緩解した後、油ポンプを操作して錠掛金が掛かるまで押し戻し、錠掛金が完全に戻っていることを確認のうえ、押棒を復元する。ただし、過速制動機が動作したときは、引掛金具によりテコを引上げ運転位置に復元しなければならない。

第4節 車両の留置

(巻上機の非常制動機による留置)

第32条 運転士は、列車の運転が終了したとき、または相当時分停車場に車両を留置するときは、運転盤の非常停止押ボタンスイッチにより巻上機の非常制動機を緊締し、運転盤キースイッチを「切」としなければならない。

2. 前項の取扱をしたときは、運転開始前、運転盤キースイッチを「入」とし、非常停止復帰押ボタンスイッチにより巻上機の非常制動機を復帰しなければならない。

(車両の自動制動機による留置)

第33条 停車場に車両を1週間以上留置するとき、鋼索鉄道長は山頂車の車両の自動制動機が緊締されていることを確認しなければならない。

第5節 運転速度

(列車の速度)

第34条 列車は、速度 2m/s (7.2km/h) をこえて運転してはならない。

(停車場の進入速度)

第35条 列車が停車場の50%リミットスイッチを通過する速度は、1m/s (3.6km/h) 未満とする。

第4章 信 号

第1節 総 則

(鉄道信号と運転の関係)

第36条 列車は、鉄道信号が現示または表示する条件に従って運転しなければならない。

(鉄道信号の種類)

第37条 鉄道信号の種類は、次のとおりとする。

- (1) 信号 形、色、音等により列車に対して運転するときの条件を現示するものをいう。
- (2) 合図 形、色、音等により鉄道係員相互間でその相手者に対して合図者の意思を表示するものをいう。
- (3) 標識 形、色等により物の位置方向または条件を表示するものをいう。

(現示方式、表示方式の昼夜別)

第38条 昼間と夜間とで現示または表示方式を異にする鉄道信号は、日出から日没までは昼間の方式により、日没から日出までは夜間の方式によらなければならない。

(天候による現示方式、表示方式の変更)

第39条 昼間であっても、天候の状態その他の事由により、鉄道信号の夜間の現示または表示が昼間の現示または表示より、よく識別できるときは、夜間の方式によらなければならない。

第2節 臨時手信号

(臨時手信号)

第40条 臨時手信号は、列車を急きょ停止させるために特に信号を現示する必要があるときにこれを使用する。

2. 停止信号現示により停止した列車は、進行信号の現示またはその他の指示があるまで進行してはならない。

(臨時手信号現示方式)

第41条 臨時手信号による信号の現示は、緑色旗および赤色旗または緑色灯および赤色灯を用い、次の方式によりこれを現示しなければならない。

停止信号 昼間は赤色旗。ただし、赤色旗がないときは両腕を高くあげるか、または緑色旗以外のものを急激に振って、これに代えることができる。

夜間は赤色灯。ただし、赤色灯のないときは緑色灯以外の灯を急激に振って、これに代えることができる。

進行信号 昼間は緑色旗。ただし、緑色旗がないときは片腕を高くあげて、これに代えることができる。

夜間は緑色灯。

第3節 合 図

(出発準備合図)

第42条 出発準備合図とは、十国峠山麓駅または十国峠山頂駅に対して出発準備を行わせるとき、運転士が行うブザー鳴動の合図をいう。

(出発指示合図)

第43条 出発指示合図とは、停車場から列車を出発させるとき、運転士が車掌に対して出発合図を行う時機を指示するときに行う合図をいう。

(出発指示合図の時機)

第44条 出発指示合図をする時機は、十国峠山麓駅ならびに十国峠山頂駅の出発準備の完了を確認した後、山ろく車ならびに山頂車の車掌に対し、出発指示合図をする。

(出発指示合図の方式)

第45条 出発指示合図の方式は、停車場から列車を出発させるとき、出発指示合図灯に緑色灯を点灯してブザーを5秒間鳴動させる。

(出発合図)

第46条 出発合図とは、停車場から列車を出発させるとき、車掌が運転士からの出発指示合図を受けた後、運転士に対して行う合図をいう。

(出発合図の方式)

第47条 出発合図は、出発指示合図を確認のうえ、車両に備付けてある出発合図押ボタンスイッチにより、出発合図をする。この場合、車両の発車表示灯が点灯する。

(発車合図)

第48条 発車合図とは、停車場から列車を出発させるとき、運転士が車掌からの出発合図を受けた後、車掌に対して行う合図をいう。

2. 運転士は、山ろく車および山頂車の出発合図を確認した後、発車押ボタンスイッチにより運転を開始する。この場合、山ろく車ならびに山頂車の発車合図灯が点灯して1秒後に発車する。

(途中停止後再出発の合図)

第49条 事故その他の事由により、運転の途中で停止した列車が再び出発するとき、車掌および運転士は、出発合図並びに発車合図の取扱をしなければならない。この場合、運転士は運転を開始する前に鋼索鉄道長の指示を受けなければならない。

(警報合図)

第50条 警報合図は、車掌が次により行わなければならない。

- (1) 列車の接近を知らせるとき 長声警報1声
- (2) 危険を警告するとき 短急警報数声

(通話合図)

第51条 通話合図とは、電話機等により、列車と運転室間において相互に連絡するときに行う合図をいう。

(通話合図の呼出方)

第52条 通話合図の呼出方は、次によって行わなければならない。

区 分	有線電話	
	呼 出	応 答
日 金 号	○ —	—
十 国 号	○○—	—
運 転 室	○	—

第4節 標 識

(列車標識)

第53条 列車には、列車標識を掲出しなければならない。

(列車標識の種類と表示方式)

第54条 列車標識の種類と表示方式は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|----|--|
| (1) 前部標識灯 | 昼間 | 標識灯を点灯しない。ただし、天候の状態により列車の識別が困難な場合は、夜間の方式による。 |
| | 夜間 | 前面中央に白色灯1個。 |
| (2) 後部標識灯 | 昼間 | 標識灯を点灯しない。ただし、天候の状態により列車の識別が困難な場合は、夜間の方式による。 |
| | 夜間 | 後面左右に赤色灯2個。 |

第5章 事故の処置

(事故等発生の場合の処置)

第55条 この実施基準に定めてない事故等が発生したときは、その状況を判断したうえ、この実施基準の主旨に基づいて、列車の運転に対し、最も安全と認められる手段により適切な処置をとらなければならない。

(列車防護)

第56条 線路を巡回する者は、合図旗または合図灯を携帯し、列車の運転に支障する事故が発生したときは、臨機の処置をして列車を停止させる手配をしなければならない。

(事故等の処置)

第57条 運転担当係または旅客担当係は停車場内において運転事故等が発生したときは、直ちに臨機の処置をして鋼索鉄道長に報告しなければならない。

(暴風雨、雪および濃霧時の処置)

第58条 運転士は暴風雨、雪および濃霧等のため、列車の運転が危険であると認めたときは、鋼索鉄道長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、そのいとまのないときは、列車の運転を停止した後、これを報告しなければならない。

(風速20m/s以上となったときの処置)

第59条 運転士は風速20m/s以上となったときは、列車の運転を一時中止し、鋼索鉄道長に報告した後、列車の運転について指示を受けなければならない。

(停車場間の事故等)

第60条 車掌は運転の途中で事故等が発生したときは、直ちに列車を停止させる等臨機の処置をして、運転士を介してその状況を鋼索鉄道長に急報するとともに相手車の車掌に通告しなければならない。

(臨時手信号による停止信号現示の場合の処置)

第61条 車掌は臨時手信号による停止信号の現示を認めたときは、緩停止により列車を停止させる。ただし、急きょ列車を停止させる必要のあるときは巻上機の非常制動により列車を停止させる。

(運転中停止した場合の処置)

第62条 運転中理由不明により停止した列車の車掌は、車両備付けの電話機等により、運転士または相手車の車掌にその理由を問合わせる等必要な手配をしなければならない。

(車両火災の処置)

第63条 車掌は列車に火災が発生したときは、直ちに列車を停止し、旅客の安全措置を講じて消火に努めるとともにその状況を、運転士を介し鋼索鉄道長に急報しなければならない。

(運転中の事故)

第64条 運転士は運転中事故が発生したときは、直ちに運転を停止し、臨機の処置をして、その状況を鋼索鉄道長に報告するとともに山ろく車および山頂車の車掌に通告しなければならない。

(巻上機の非常制動機緩解の処置)

第65条 運転士は非常停止押ボタンスイッチによる巻上機の非常制動が動作したときで、この非常制動機を復元するときは、山ろく車および山頂車が平常に復したことを確認した後でなければならない。

(事故等の場合の検査)

第66条 列車脱線、線路および車両の故障等により事故が生じたときは、技術管理者の検査を受けた後でなければ、列車の運転をしてはならない。

(事故の報告)

第67条 運転事故が発生したときは、次の事項を業務部課長に速やかに報告しなければならない。ただし、即時判明しないものは調査のうえ、報告しなければならない。

- (1) 発生日時 天候
- (2) 場 所
- (3) 列車番号 (車両号)
- (4) 状 況 破損箇所 程度
死傷者数 程度
- (5) 原 因
- (6) 関係職員 職 氏名

第6章 雑 則

(障害物)

- 第68条 建築限界内に物を置いてはならない。ただし、工事上の作業に臨時に必要なもので列車に支障のないときは、この限りでない。
2. 建築限界内に崩れてくるおそれのあるものは、建築限界外であっても置いてはならない。

(消火器の備付)

- 第69条 車両には、消火器を1個以上備え付けなければならない。

(地震予知情報等大規模地震に関する情報が発表された場合の取扱)

- 第70条 地震予知情報等、大規模地震に関する情報が発表された場合の取扱は、別に定める地震関係規程による。